

平成20年度参画協働事業の実施状況

基本目標5 市民参画協働事業を推進します

<市民参画協働事業の推進>

(1) 市民参画協働推進をするための新たな協働事業を検討します。

取組項目	〔担当課〕 事業内容	具体的施策	予算額 (千円)
(1) 市民参画協働の推進をするための新たな協働事業を検討します			
市民と市は、これまで連携を図りながら協働事業に取り組んできました。今後とも市は、参画協働事業の拡大を図りながら、市民参画協働の推進を図ります。	〔総務部管財・検査課〕 市役所北広場花壇植え替え	年2回(春・秋)、市役所北広場花壇の植え替えを市民・市職員のボランティアの協働で行う。	875
	〔都市環境部防災安全課〕 「要援護者の避難支援計画」の作成	避難支援計画の素案を検討した。	職員が実施 0
	〔市民生活部市民参画課〕 市民参画協働推進をするための新たな協働事業候補を検討	芦屋市の事務事業(467)から、新たな市民参画協働事業候補の検討を行った。	職員が実施 0
	〔市民生活部市民参画課〕 地元の市民が指定管理者となり地区集会所を管理運営	市民で組織する芦屋市立地区集会所運営協議会連合会と、新たに3年間の基本協定を締結し、市に担当者を置き、市民と市が協働により実施	職員が実施 0 地区集会所側の費用は協定金額に含まれる。
	〔都市環境部公園緑地課〕 公園等の維持管理	公園等の除草、清掃、灌水を自治会等と委託契約を行い、地域の公園の自主管理意識を高める。 (34団体と38箇所の契約)	2490
	〔社会教育部市民センター〕 (ア) 市民の新鮮かつ斬新な発想による芦屋にふさわしい芸術文化活動の促進 (イ) 市民プロデューサーの育成	舞台芸術分野のオリジナル作品を市民がプロデュースして公演する「芦屋夢ステージ」の参加団体を公募した。	1000

平成21年度参画協働事業計画の実施予定

基本目標5 市民参画協働事業を推進します

< 市民参画協働事業の推進 >

(1) 市民参画協働推進をするための新たな協働事業を検討します。

取組項目	〔担当課〕 事業内容	具体的施策	予算額 (千円)
市民参画協働推進をするための新たな協働事業を検討します			
市民と市は、これまで連携を図りながら協働事業に取り組んできました。今後とも市は、参画協働事業の拡大を図りながら、市民参画協働の推進を図ります。	〔総務部管財・検査課〕 市役所北広場花壇植え替え	年2回(春・秋)、市役所北広場花壇の植え替えを市民・市職員のボランティアの協働で行う	875
	〔市民生活部市民参画課〕 市民参画協働事業選定委員会を開催	市民参画協働事業に向けて、市民参画協働事業選定委員会を開催する。	160
	〔都市環境部公園緑地課〕 公園等の維持管理	公園等の除草、清掃、灌水を自治会と委託契約を行い地域の公園の自主管理を通して愛着を持ってもらう(34団体と38箇所の契約)	2490
	〔防災安全課〕 災害時要援護者の避難支援	災害時の要援護者の支援の担い手の育成	職員が実施 0
	〔社会教育部生涯学習課〕 (ア) 史跡整備計画等への参画協働 (イ) 社会教育活動に係る市民ボランティアの人材バンクの作成	(ア) 会下山遺跡 (ア) 社会教育活動に係る市民ボランティアの人材バンクの作成	事業に含まれる。 0
	〔社会教育部市民センター〕 (ア) 市民の新鮮かつ斬新な発想による芦屋にふさわしい芸術文化活動の促進 (イ) 市民プロデューサーの育成	舞台芸術分野のオリジナル作品を市民がプロデュースして公演する「芦屋夢ステージ」の参加団体を公募する	1000

市民活動団体実態調査及び活動支援事業

1 事業目的

平成19年4月に開所した「あしや市民活動センター」は、NPO相談などを行う中間支援機能を持つ。条例に規定する市の責務としてNPO及び中間支援組織の支援を行っている。

開所後3年目からは、新たに、芦屋市内で活動する市民活動団体(NPO)を実態調査により、把握・分析を行い、市民ニーズに応じた活動を支援することが、地域課題解決の手法として有効である。

市民活動団体実態調査の事業は、新規雇用の創設と地域の活性化を目的としており、その調査結果を活用して活動支援を行い、市民参画協働のまちづくりを進めるための「行政とNPOの協働のルールづくり」を行う。

2 事業内容

新たに芦屋市内で活動する市民活動団体(NPO)の実態調査を行うため、新規雇用等の人材を広く公募し、調査内容と方法の検討、アンケート調査・分析・市民ニーズの把握・公表、団体への活動支援・助言・相談等を行う。

集まった情報をインターネットによる継続な情報提供を行うことや、「行政とNPOの協働のルールづくり」を行うことを通じて、新規雇用者等の専門性を育成し、3年経過後、NPOで雇用を継続する。

3 実施場所 あしや市民活動センター

4 実施期間 平成21年 9月 ~ 平成22年 9月 (1年1か月を予定している。)

NPOってなに？

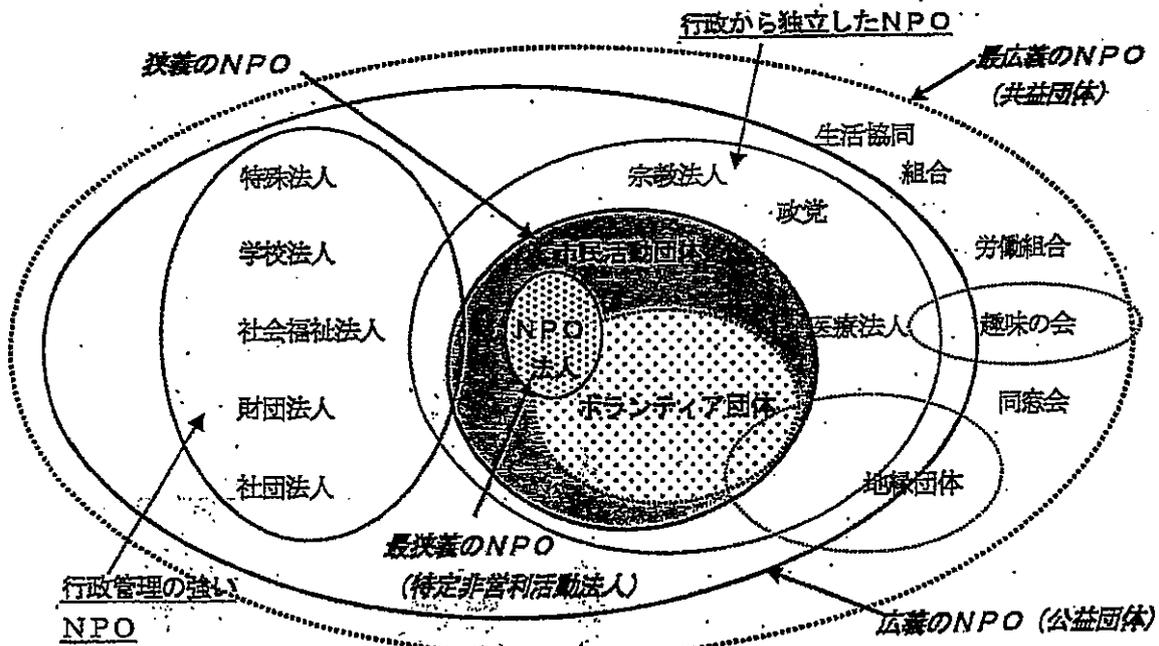
- ・NPOとは「営利を目的としない民間団体」のこと。
- ・法人格の有無、種類を問わず、民間の立場で、社会的な課題を解決するために活動する組織。
- ・「有償の專業活動」や「利益を生む活動」をしていても、収入・利益を構成員等に配分せず、すべて団体の活動に再投資する。

豆知識!!

- ・NPOは、英語の「Non Profit Organizations」の頭文字N・P・Oをとった略語。「Not for Profit Organizations」という場合も。
- ・Non は否定の接頭語で「～に非ず」「非」。Profit は「利益」「利益を目的とする」「営利」。Organizations は、「団体」「組織」。
- ・日本語に訳すと「非営利組織」「非営利団体」。政府や自治体と隔して「民間非営利団体」とも。
- ・**ご注意!** NPO=NPO法人(特定非営利活動法人)ではありません。

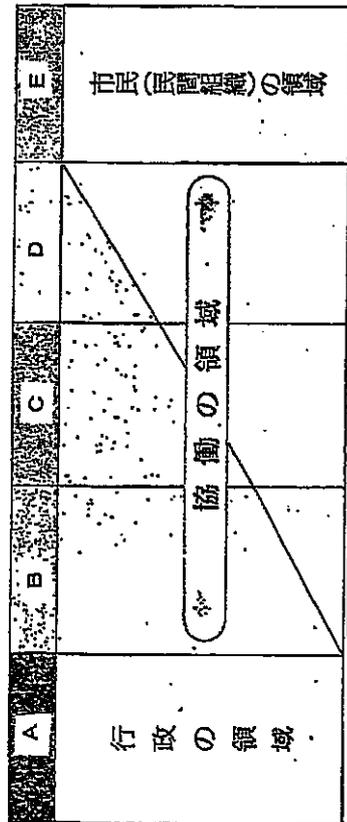
【図表2】多様な「NPO」と、定義上の関係

- ・社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、生協、農協、労働組合など多数、そして特定非営利活動法人（一般的に「NPO法人」とされる）、市民活動団体・ボランティア団体（任意団体）……すべて「NPO」といえる。



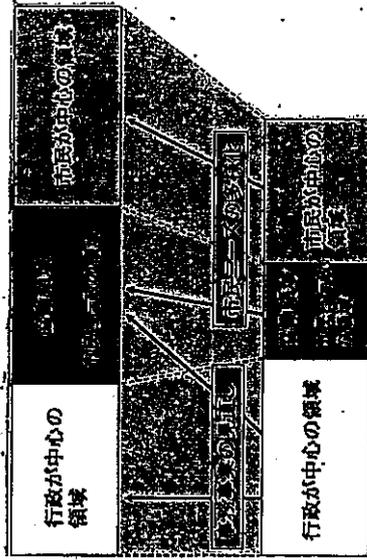
※大阪ボランティア協会 NPO 推進センター資料より引用

協働の領域



- Aの領域 行政の責任と主体性によって行う領域です。
- Bの領域 市民(民間組織)の参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域です。
- Cの領域 市民(民間組織)と行政がそれぞれその主体性のもとに協働して行う領域です。
- Dの領域 市民(民間組織)の主体性のもとに行政の協力によって行う領域です。
- Eの領域 市民(民間組織)の責任と主体性によって独自に行う領域です。

市民社会の活性化

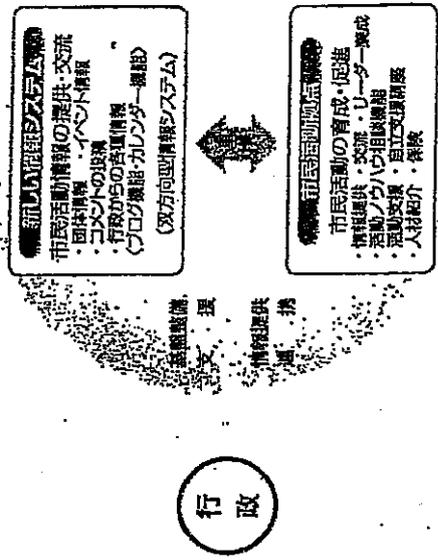


【市民社会の活性化】
市民と行政が協働事業を積み重ねることによって、それぞれに新たな創造と発芽が生まれ、市民の自主性と社会性が育ち、市民社会の活性化が期待されます。

協働を推進するために

- 協働意識の醸成
 - ・情報の共有、協働事業の実施により市民と行政機関の協働意識を高めます。
 - ・町議会・フォーラム等の関係、協働のルール周知による協働意識の啓蒙を行います。
- 協働の発行者の育成
 - ・広報紙の発行と市民活動組織相互の交流を進めます。
 - ・新しい情報システムを活用した情報発信・交流を促進します。
- 市民活動の拠点整備
 - ・市民活動の拠点整備を図ります。
 - ・市民活動を支援する組織・機関の機能充実と連携を促進します。
 - ・公共サービスへの参入機会を提供します。
 - ・採算の研究・情報提供を行います。
- 協働を推進する体制
 - ・「協働市民協働市内推進会議」を設置し、市内の連携強化に取り組んでいます。
 - ・協働のまちづくりを進める市民と行政が意見交換できる場をつくります。

市民活動の拠点



【拠点市民の連携と公共施設の開放】
協働の推進と市民活動の活性化を図るためには、ボランティアセンターをはじめ各町民組織・機関のより一層の連携促進を強化することや、公民館等の公共施設について広く市民活動に開放する必要があると見られます。